

長建協発第244号
平成27年8月26日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

平成27年度「住生活月間」の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国民の住意識の向上とゆとりある住生活の実現に資することを目的として、平成元年から建設省の主唱により「住宅月間」が実施されてきたところですが、「住生活基本法」の制定及び「住生活基本計画（全国計画）」の策定の趣旨を踏まえ、平成19年度より名称が「住宅月間」から「住生活月間」に改められました。

また、平成23年3月15日には、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする新たな「住生活基本計画（全国計画）」が閣議決定されたところであり、今後は、同計画に基づき、関係省庁が連携・協力して住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされております。

つきましては、標記について、全建を通じ国土交通事務次官より別添のとおり要請がまいっておりますので、同月間の趣旨をご理解して頂きますとともに、行事の実施等についてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。